

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第1節 公的年金制度をめぐる状況と改正の必要性

1 公的年金制度をめぐる状況

(1) 公的年金制度の現状

我が国の公的年金制度は、1961（昭和36）年の国民皆年金の達成以後数次にわたる改正により制度の充実が図られ、今日では加入者数約7,000万人、受給権者数約2,600万人、年金総額は約34兆円に達している。また、平均的な高齢者世帯の所得の中で、公的年金の占める比率は約6割以上であり、公的年金だけが収入のすべてという世帯は高齢者世帯の半数に上っている。このように、公的年金制度は高齢期の所得保障の主要な柱として国民生活に欠くことのできない極めて重要な役割を担っているといえる。

公的年金は、国が責任をもって運営している制度であり、どんなに長生きしても一生涯年金を受給できる終身年金である。そして、その年金額は実質的な価値が維持されるよう毎年の物価上昇分に応じて引き上げられ生活に必要な費用を確実に保証している。貯蓄や私的な保険ではこれらを確実に保証できるわけではなく、公的年金は老後生活を支える「安心」の制度としての役割を果たしているといえる。

公的年金制度においてこのような一生涯における確実な給付を可能にしているのは、現役世代のすべてが必ず年金制度に加入することによって、安定的な保険集団を構成し、高齢世代の年金額の改善などに必要な財源を後代に求めるという、いわゆる「世代間扶養」の仕組みをとっているからである。また、人口の高齢化への対応や、公平・公正な制度を確立する観点から、少なくとも5年ごとに制度の見直しを図られ、必要な措置が講じられてきたからである。

しかしながら、近年、公的年金制度を取り巻く環境は、これまでの予想を上回る速さで急速に変化してきており、年金制度に与える影響も大変に深刻なものとなっている。

(2) 少子・高齢化の進展

現在、我が国においては、先進国の中でも例をみないほど急速に少子・高齢化が進展している。少子化については、晩婚化の進行等により、1997（平成9）年の合計特殊出生率は、史上最低の1.39にまで低下し、人口を維持するのに必要な水準である2.08を大きく下回っており、出生数についても約120万人と戦後最低水準を記録した。また、高齢化についても1997年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来人口推計」（中位推計）によれば、65歳以上の人口割合は、1995（平成7）年の14.6%から、2050（平成62）年には32.3%に増加すると見込まれており、現在およそ4人の現役世代で1人の高齢者を支えているのが、1.5人で1人を支えることになると予想されている。公的年金制度は、基本的には年金を受給する高齢者世代をサラリーマンや自営業者等の現役世代が支える「世代間扶養」の仕組みをとっており、少子・高齢化の進展により年金を受給する高齢者世代とこれを支える現役世代の比率が変化することは、制度に対して大きな影響を与えることになる。

(3) 経済基調の変化

最近の経済状況は、物価上昇率が低い水準で落ち着いているが、一方で賃金上昇率や経済成長率も低い水準で推移している。少子・高齢化の進展から、今後の経済成長率の低下や現役世代の手取り所得の伸びの低下などを予測する声もあり、将来の若い世代の負担能力の限界が指摘されている。また、経済の

厚生白書(平成11年版)

国際競争の激化（グローバル化）が進む中で、企業の側からは、年金の保険料負担が過重になってきているという声もある。将来的に現役世代や事業主がどこまで年金の負担に耐えられるのか、どれくらいの負担なら将来世代の合意が得られるか真剣に検討する必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第1節 公的年金制度をめぐる状況と改正の必要性

2 年金制度改革の必要性

前回の制度改革は1994（平成6）年に行われたが、その後の1997（平成9）年1月の新人口推計によれば、一層の少子・高齢化の進展により、仮に現行制度の給付内容を維持した場合、将来（2025（平成37）年）の厚生年金の保険料率は現在の2倍に当たる35%程度に、国民年金の保険料については約26,000円に上昇するものと見込まれる。このような負担は、将来の現役世代や企業にとって過重なものといえよう。我が国の公的年金は、段階的に保険料を引き上げていくことにより長期的に収支の均衡を図ることとしているため、現在の保険料を引き上げないこととすれば、将来の給付に必要な費用の6割程度しか賅えないことになる。21世紀においても活力ある長寿社会を実現するには、世代内・世代間の公平性を確保し、将来にわたって確実な給付を約束するとともに、将来世代の負担を過重にしないことが必要である。今年、5年に1度の制度見直しの年であり、国民の老後生活の安定を図り、公的年金に対する国民の信頼を確保するためには、制度全体にわたる見直しを行い、公的年金の将来像を明確に示すことが何よりも大切である。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第2節 平成11年年金制度改革案

1 改正の経緯

(1) 年金審議会での意見書取りまとめ

1999(平成11)年の財政再計算に際しての本格的な改正内容の検討は、1997年5月に第1回の年金審議会が開催されたところから始まった。年金審議会は大学、経済団体、労働者団体等の有識者からなる厚生大臣の諮問機関であり、年金制度全般について検討を行った。

近年、公的年金をめぐる、約束どおりの年金を今後ももらえるのだろうかという不安、払った保険料に見合う年金が将来もらえるのかという不信の声が聞かれるが、長期的に安定した安心と信頼の持てる年金制度を維持するためには、年金に関する情報を公開し、国民的議論を踏まえた検討を行う必要がある。年金審議会においては、審議ごとにその討議資料及び議事録を公開するとともに、一巡目の議論を終えた1997(平成9)年12月には、それまでの議論を踏まえた「論点整理」を公表した。また同じ日に厚生省は年金改正について「5つの選択肢」を提示し、あわせて給付と負担の均衡を図るための主な手法と保険料へ及ぼす影響についての試算結果を示した。審議会の議事録を含めこれらの内容については、インターネット上で公開され、そのほかにも公聴会の開催、「公的年金に関する有識者調査」の実施、年金制度の仕組みや現状をわかりやすく解説した「年金白書」の刊行など、国民的合意を得るために幅広い情報を公開するよう取り組んできた。

その後、年金審議会は31回に及ぶ審議を行い、1998(平成10)年10月9日に意見書を取りまとめた。意見書では、次期改正の基本的な考え方として、将来の負担を過重なものとしないうえにも将来の給付総額の伸びの抑制は避けられないこと、ただし、現在受給している年金額は引き下げないこと、将来にわたり確実な年金給付を履行することを指摘した。また、厚生年金の財政方式の積立方式への移行については、移行期に巨額のいわゆる「二重の負担」が発生し、その解決方法が容易でないこと、大きなインフレが発生した場合の対応が困難であることから、積立方式と賦課方式の要素を合わせ持った現行方式を維持することとした。そのほか厚生年金の民営化については、積立方式への移行の問題に加え、中小企業のサラリーマンにとっては、高齢期の所得保障が基礎年金だけになりかねないといった問題点があり、現行制度を引き続き維持することを確認した。個別検討項目においては、基礎年金の国庫負担や給付水準等のあり方、厚生年金の給付と負担の水準のあり方、年金の裁定後のスライド方式の変更、60歳代後半の在職老齢年金の導入、報酬比例部分(部分年金)の支給開始年齢の引上げ、保険料の段階的引上げ、ボーナスも保険料賦課の対象にするとともに給付にも反映する総報酬制の導入、年金制度の個人単位化・第3号被保険者制度・遺族年金や離婚の場合の取扱いなど女性の年金のあり方についての検討会の設置、年金制度における少子化への対応、学生の国民年金保険料負担の取扱い、厚生年金基金のあり方、新しい年金積立金の自主運用のあり方など、制度全般にわたる項目について幅広く提言を行った。

(2) 年金制度改革案の公表

1998年10月28日、厚生省は、年金制度改革案(厚生省案)を公表した。厚生省案は、年金審議会意見書を受けて改正内容を具体化したものであり、幅広い議論に資するよう、将来の給付と負担のあり方について3つの案を提示した。厚生省案の基本的な考え方は、現行の2階建ての公的年金制度の枠組みを維持し

つつ、医療や介護を含めた全体の国民負担が長期的に増えることを考慮して、負担については年収のおおむね20%（月収の26%程度）を年金保険料の負担の限界とし、この限界を考慮して将来の給付の伸びを抑制するというものである。3つの案では、給付の伸びを抑制する際の手法として、給付水準の適正化、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ、年金裁定後の賃金スライドの停止、60歳代後半の在職老齢年金の導入等を提示した。また、給付の伸びを抑制する際には、1)現在及び将来の年金受給者の年金額は現在の額より下がらないようにする、2)物価上昇の際の年金額の引上げ（物価スライド）を保証する、3)急激な変化を避けて緩やかに制度改正を進めていく、こととしている。

年金積立金については、市場を通じた新たな運用の仕組みを構築し、財政投融资の抜本的な改革にあわせて実施することも盛り込んだ。このほか、年金審議会等で論点となってきた事項のうち、基礎年金の国庫負担率の引上げについては、現在の我が国の財政・経済の状況を考慮すると今回の制度改正において引き上げることは困難であり、今後の財政状況等を踏まえつつ、財源確保の方法と一体として引き続き検討することとした。

(3) 改正法案の国会への提出

自民党年金制度調査会は、既に1997（平成9）年4月より今回改正に向けての審議を開始していたが、この厚生省案を基に改正の基本的な方向及び問題となっている論点について具体的な検討を行った。ここでは、特に基礎年金の国庫負担のあり方と当面の保険料の引上げ計画の取扱いが課題として議論になったが、これらの論点を整理する形で、1998（平成10）年12月に年金制度調査会の会長試案が提示された。

この中で、基礎年金の国庫負担の問題については、2004（平成16）年までに安定した財源を確保した上で、現行の国庫負担の割合を1/3から1/2に引き上げることとされた。なお、国庫負担率の引上げについては、1/3から1/2に引き上げることにより、基礎年金全体で引上げ分として2004年度2.7兆円（満年度ベース）、2025（平成37）年度3.7兆円（いずれも1999（平成11）年度価格）の財源の確保が必要となる。

また、厚生年金及び国民年金の保険料（率）については、現下の社会経済情勢に鑑み、1999年に予定していた保険料（率）の引上げを見送ることとした。そのほかは、おおむね厚生省案の3つの案のうちの第1案と同様の内容であった。

1999年度予算編成に際しては、1999年度の厚生年金、基礎年金の年金額は物価スライドにより改定するとともに、厚生年金の保険料率及び国民年金の保険料を据え置くこととし、制度改正全体については引き続き検討することとされた。

厚生省では、これらの動きを受けて、1999年4月からの国民年金保険料の引上げを凍結するための法案を同年2月に国会に提出し、同年3月に成立した。また、制度全体に関する改正案については、3月に次期制度改正の具体的内容を「年金制度改正案大綱」として取りまとめた後、年金審議会及び社会保障制度審議会の答申、自民党と自由党の調整を経て、7月に改正法案を国会に提出した。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第2節 平成11年年金制度改革案

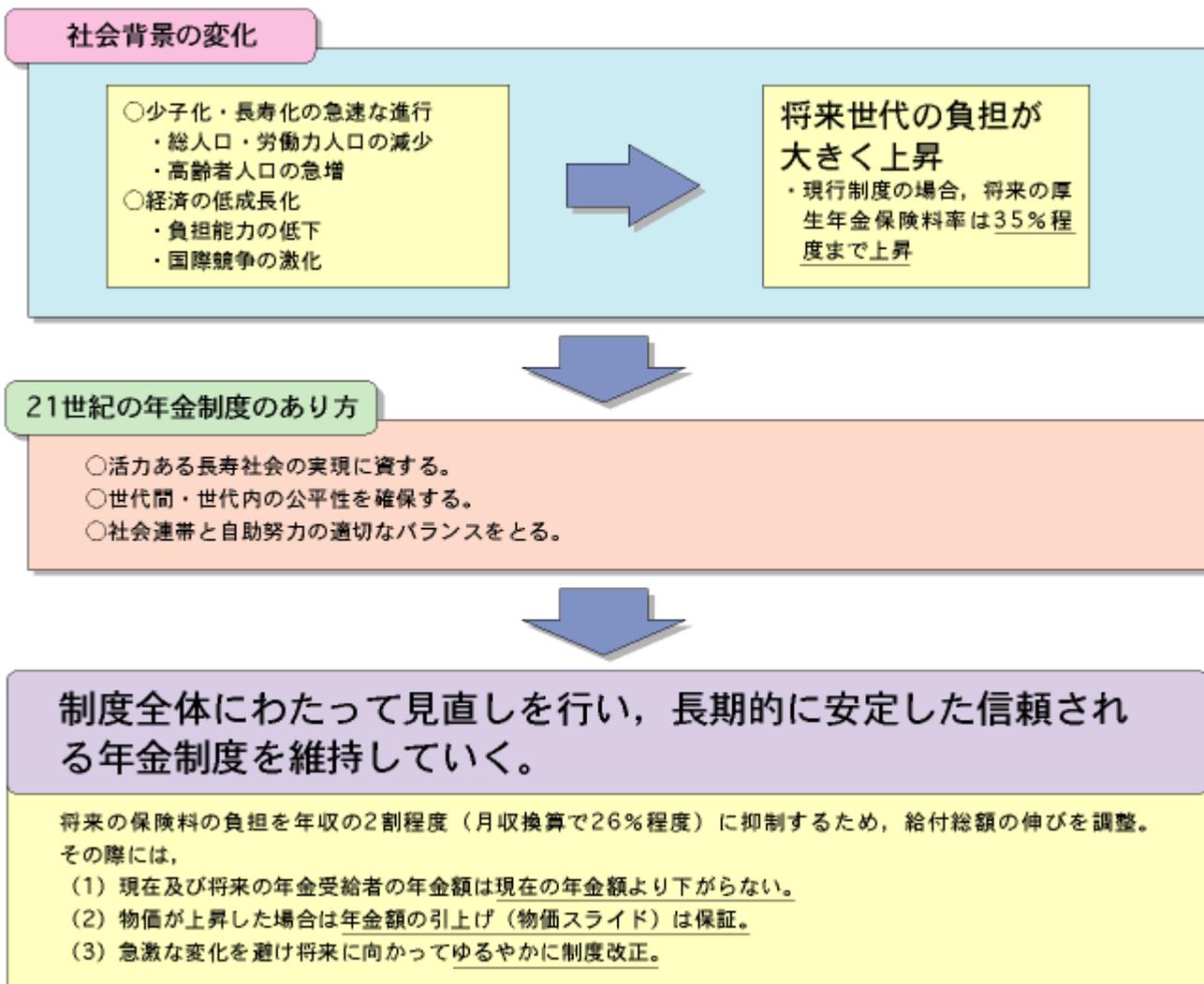
2 平成11年年金制度改革案の概要

1999（平成11）年7月に国会に提出された年金制度改革案の基本は、現行の2階建ての公的年金制度の枠組みを前提にして、将来にわたって持続可能な負担と確実な給付を約束することで長期的に安定した制度を維持することである。年金の保険料負担については、長期的には医療や介護を含めた全体の国民負担が増えることを考慮して、年収のおおむね20%（月収の26%程度）を限界と考え、短期的には現下の社会経済情勢に鑑み、当面、保険料（率）の引上げを凍結することとした。一方、給付については、そうした負担の範囲に収まるように将来に向けて給付総額を調整し、同時に現在の年金額は引き下げず、物価スライドはすべての受給者に保証することとした。

以上のような給付と負担の原則を基にして、具体的には以下のような改正を予定している。

図1-2-1 年金制度改革案大綱の基本的考え方

図1-2-1 年金制度改正案の基本的考え方



(1) 国民年金・厚生年金制度

1) 年金額の改定

イ 国民年金の額

2000（平成12）年4月から、基礎年金の額を78万円（月額65,000円。1994（平成6）年度価格）から、80万4,200円（月額67,017円。1999（平成11）年度価格）とし、障害基礎年金の子の加算、旧法国民年金による拠出制年金及び老齢福祉年金等の額について、基礎年金に準じて改定する。

ロ 厚生年金の額

2000年4月から、老齢厚生年金（報酬比例部分）等の額の算定に用いる給付乗率1,000分の7.5を1,000分の7.125とし、給付水準を5%適正化する。その際、経過措置として、従前の年金額を物価スライドした額を保証する。また、老齢厚生年金の配偶者の加給年金額、3級障害年金の最低保証額、定額部分の額等について、基礎年金に準じて改定する。

2) 裁定後の基礎年金・厚生年金の改定方式の変更

2000年4月から、基礎年金・厚生年金の額について、65歳以降は、賃金スライド等を行わず、物価上昇率のみで改定する。障害年金等については、65歳までは賃金スライド等を行う。ただし、将来において物価スライドで改定した年金額と65歳以降も賃金スライド等を行ったとした場合の年金額との乖離が過大にならないよう、必要に応じて賃金スライド等を行う。

3) 60歳代前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引上げ

60歳代前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢を、男子は2013(平成25)年度から2025(平成37)年度にかけて、女子は2018(平成30)年度から2030(平成42)年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ65歳へ引き上げる。これに伴い、新たな減額率に基づく老齢厚生年金(報酬比例部分)の繰上支給制度を創設する。障害者や長期加入者が退職した場合に支給される60歳代前半の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢についても、報酬比例部分に合わせて引き上げる。船員または坑内員としての加入期間が15年以上ある者の支給開始年齢についても、2018年度から2030年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ65歳へ引き上げる。

4) 60歳代後半の在職老齢年金制度の導入

適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の者を厚生年金の被保険者とし保険料負担を求めるとともに、これらの者に支給される老齢厚生年金(報酬比例部分)について、標準報酬月額に応じた調整の仕組み(在職老齢年金制度)を導入する。具体的には、標準報酬月額と老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額の合計額が37万円(基礎年金夫婦2人分をあわせれば50.4万円)に達するまでは満額の年金を支給し、これを超えるときは、標準報酬月額の増加2に対して年金額1を停止する。老齢基礎年金については、全額支給する。また、60歳代後半の在職老齢年金制度の導入に伴い、老齢厚生年金の繰下支給制度を廃止する。なお、2002(平成14)年4月前に65歳に到達した者については、このような支給停止は行わない。

5) 国民年金保険料の半額免除制度の導入

2002年4月から、一定の低所得の国民年金第1号被保険者については、申請に基づき、保険料の半額の納付を要しないこととする制度(半額免除制度)を導入する。ただし、学生納付特例が利用できる学生に対しては半額免除制度は適用しない。老齢基礎年金の額の算定に当たっては、保険料半額免除期間は、保険料納付済期間の3分の2と評価する。

6) 学生に係る国民年金の保険料納付の特例

2000(平成12)年4月から、国民年金の第1号被保険者である学生であって本人所得が一定の所得以下のものについて、申請に基づき、国民年金保険料の納付を要しないものとする。この学生特例期間については、10年間は保険料を追納できることとし、保険料が追納されない場合は老齢基礎年金の額の計算には反映しない一方、年金の受給資格期間には算入する。また、学生特例期間中の障害事故については、障害の程度に応じ障害基礎年金を満額支給する。

7) 育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除

現在、被保険者負担分だけが免除されている育児休業期間中の厚生年金保険料について、2000年4月から事業主負担分も免除する。

8) 費用負担

イ 国庫負担

基礎年金については、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面2004年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。

ロ 国民年金の費用負担

保険料の額は、今回の改正では、1万3,300円に据え置く。

ハ 厚生年金保険の費用負担

保険料率を、今回の改正では、1,000分の173.5(船員及び坑内員については、1,000分の191.5)に据え置く。

二 国庫負担の割合の引上げ及び保険料凍結解除の時期は同時とし、できるだけ速やかに実施する。

9) 標準報酬の上下限の改定

2000年10月から、標準報酬等級を、現在の9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

10) 総報酬制の導入

2003(平成15)年4月から、厚生年金制度において、賞与等を一般の保険料の賦課対象とするとともに、給付に反映させる仕組み(総報酬制)を導入する。その際、保険料総額や給付総額が総報酬制の導入により変動しないよう保険料率を17.35%から13.58%に、給付乗率を1,000分の7.125から1,000分の5.481に引き下げる。なお、賞与等の賦課対象額には上限(150万円)を設定する。

年金額の計算においては、総報酬制の導入以前の被保険者期間については従来どおりの方法で計算し、総報酬制の導入以後の被保険者期間については、標準報酬月額と保険料賦課対象となった賞与額を基に、新給付乗率を用いて計算する。

(2) 厚生年金基金制度

1) 免除保険料率等の凍結

厚生年金基金を設立している事業主は、厚生年金の保険料のうち、厚生年金基金が代行給付を行うために必要な分(免除保険料)を国に納める代わりに、厚生年金基金に納める仕組みとなっている。今回の改正では、厚生年金の保険料率が据え置かれることに伴い、その間、免除保険料率についても凍結することとしている。また、代行給付に必要な資産(最低責任準備金)についても免除保険料率が凍結されたことから、その間、凍結することとしている。

2) 規制緩和

近年の厳しい運用環境を踏まえ、資産運用の規制緩和を図ることとし、自家運用に係る資産規模規制(現在は500億円以上の資産規模規制)を撤廃するとともに、運用対象資産についても現在の債券に加え、投資信託や株式のインデックス運用等も含めて拡大するよう措置する。また、信託契約における金銭信託の制限を撤廃し、運用委託先を変更する場合等に証券現物による資産移管を可能にすることとしている。このほか、事業運営に関する厚生年金基金に対する規制を緩和するという観点から、学識経験監事の必置規制の廃止や業務委託に関する厚生大臣の認可を届出に緩和することとしている。

3) その他

厚生年金基金の掛金は、これまで現金で納付することとされていたが、事業主が掛金を納付しやすい仕組みとすることが厚生年金基金の積立不足の円滑な解消につながるとの観点から、一定の条件の下に、上場株式を掛金として拠出することを認めることとしている。

(3) 年金積立金の自主運用

年金積立金は、1997(平成9)年度末現在、約134兆円に上っている。少子・高齢化が進む中、年金積立金の効率的な運用により、将来の保険料負担の増加を抑制し、年金制度の長期的な安定を図ることが課題となっており、その重要性は一層高まっている。現在、年金積立金の全額が大蔵省の資金運用部に預託されることになっているが、1997年9月に、年金積立金運用のあり方を検討してきた年金自主運用検討会(座長：三宅純一日本総合研究所副理事長)が報告をまとめ、保険料拠出者の利益のため最もふさわしい方法で運用することができるよう、年金制度の保険者たる厚生大臣自らが運用を行う仕組みに改めるべきことを提言した。その後、1998(平成10)年6月に成立した中央省庁等改革基本法には、年金積立金の預託の廃止が規定され、また、年金審議会の意見書でも年金積立金の預託義務の廃止と自主運用の仕組みの構築が提言された。

こうした指摘を踏まえ、今回の改正では、年金積立金については厚生大臣が運用の基本方針を定め、それに基づき民間の金融機関を活用して市場運用を行うこと、年金積立金の管理を行う機関として「年金

資金運用基金」を設立することなど、年金積立金運用の新しい仕組みを構築することとした。なお、実施時期は財政投融资制度の抜本的な改革に合わせることをしている。年金積立金の運用は、将来の保険料水準に影響を与え、保険料拠出者の利害に直結する問題であることから、安全・確実を基本として効率的な運用を行うこととし、運用の基本方針の策定や運用状況の監視には、保険料拠出者の代表を加えてその意向を反映させることをしている。さらに、自主運用に当たっては、運用関係者の責任体制の明確化と徹底した情報公開を行うなどわかりやすい透明な仕組みにすることとしている。

自主運用の開始に合わせ、年金福祉事業団は解散し、同事業団で行われてきた施設事業及び融資事業については適切な経過措置を講じた上で撤退を図ることとしている。具体的には、大規模年金保養基地（グリーンピア）事業については、円滑な撤退のため減額措置等を講じて地元自治体等への譲渡の促進を図ることとするが、撤退に当たっては地元自治体や雇用などに十分配慮することとしている。また、住宅融資事業及び教育資金貸付あっせん事業については、年金資金運用基金において新規融資を行うなどの必要な経過措置を実施し、年金担保融資事業及び病院・老人ホーム等の整備に対する融資については、社会福祉・医療事業団において実施することとしている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第3節 年金制度をめぐるその他の動向

1 企業年金制度の改正

(1) 厚生年金基金制度の現状

企業年金の中核をなす厚生年金基金制度は、政府の厚生年金事業のうち老齢給付の一部を代行するとともに、それを上回る年金給付を行うことで従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として、1966（昭和41）年に発足した。以来、順調な経済成長を背景に発展し、今では公的年金を補完する重要な役割を果たしており、1998（平成10）年3月末現在で加入者数約1.225万人、資産残高約49兆円に上っている。しかし、近年、バブル崩壊後の運用環境の悪化により財政状況が悪化する基金が出てきており、解散基金数も増加傾向にある。また2000（平成12）年から企業年金や退職金に係る新たな企業会計基準が導入され、それらの債務が母体企業の会計に反映されることに伴い、母体企業が企業格付への影響を恐れることにより、企業年金にも何らかの影響が及ぶ可能性が生じている。このように、社会経済環境の変化や基金自体の規模・成熟度の多様化など、制度を取り巻く環境は大きく変化してきており、基金の自助努力を基本にして、変化に柔軟に対応できるような制度の見直しが求められている。

(2) 確定拠出型年金制度の導入等

現行の厚生年金基金等我が国の企業年金は、加入期間や給付水準に基づいてあらかじめ給付額が定められる仕組み（確定給付型）であるが、拠出した掛金額とその運用収益の合計額をもとに給付額を決定する仕組み（確定拠出型）もある。

確定拠出型年金については、掛金が確定し、給付額が運用実績に応じて事後的に決まるため、母体企業にとって将来の事後的な追加負担がないこと、個人の持分が明確であるため、転職の際に個人の持分を持ち運ぶこと（ポータビリティ）が容易であること等の長所がある。他方、給付額があらかじめ確定しないため、老後の生活設計が不確定になりやすいこと等の短所も指摘されている。

21世紀の高齢社会を控え、公的年金を土台としつつ、自助努力に対して支援する仕組みを整備することが必要であり、確定拠出型年金は、その方策の一つとしてその導入が求められている。1999（平成11）年1月に、厚生省、大蔵省、通商産業省、労働省の関係4省により「確定拠出型年金制度準備会議」が設置され、2000（平成12）年度からの導入を目指し、年金制度の一環として具体化を図るよう制度の詳細について検討を進めている。

また現在、厚生年金基金や適格退職年金等で分立している企業年金制度については、今後、共通の基準の設定が必要であるとして、企業年金に関する包括的な基本法（企業年金基本法）の制定が関係省庁で検討されている。

(3) 年金基金の運用規制の見直し

年金基金の資産運用については、経済金融環境の変化を踏まえ、これまで何度か運用規制の緩和を行ってきた。いわゆる5・3・3・2規制（元本保証資産5割以上、国内株式3割以下、外貨建て資産3割以下、不動産2割以下とする規制）を1997（平成9）年に撤廃し、運用拡大に対する規制（投資顧問会社を利用した運用ができる割合の規制）について1999年に撤廃した。これらの措置に加え、今回の制度改革にお

ける措置により運用規制の多くは撤廃されることとなる。今後は欧米で使われているプルードマン・ルール（「思慮ある者の原則」。企業年金の運用関係者がとるべき投資行動基準のこと。年金資産の運用において、同様の立場で行動し、同様の事項に精通している思慮深い人が行使するであろう注意、技量、勤勉さを用いることが求められている。）と同様の受託者責任（忠実義務、注意義務）を内容とする資産運用関係者の役割や責任を明確化・具体化したガイドライン（指針）を策定するとともに、それらの普及により基金の自己責任を徹底させていくこととしている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 21世紀に向けての年金制度改革

第3節 年金制度をめぐるその他の動向

2 年金の国際化

(1) 年金制度の国際化への対応の必要性

国際化の進展に伴い、外国で生活する日本人や国内に居住する外国人が増加しているが、日本から外国に一時的に派遣される被用者等は、日本と外国の年金制度に二重に加入し、保険料を支払わなければならないという問題や、外国の年金制度へ加入しても掛け捨てになるという問題が生じている。

このような問題を解決し、国際化に対応していくためには、一時的に派遣される被用者等については、いずれかの国の制度にのみ加入すればよいこととし、日本の制度と外国の制度に加入していた期間を通算して、最低必要とされる期間以上であれば、双方の制度からそれぞれの加入期間に応じた額の年金が受けられることとする必要があり、そのための二国間協定を締結する必要がある。

(2) 取組みの状況

我が国においては、諸外国との間でこのような二国間協定を結ぶべく、これまでに比較的人的な交流の活発なドイツ、イギリス及びアメリカとの間で協議を行ってきた。

1) ドイツ

ドイツとの間では、1995（平成7）年9月に政府間の協議を開始し、8回にわたる協議を経て、1998（平成10）年4月に我が国初めての年金協定となる「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」について署名し、同年5月21日に国会の承認を得た。今後、ドイツにおいて議会の承認を得た後、日独両国間の批准書の交換を行い、発効することとなる。また、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等公的年金各法の特例措置などを定めた「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が同年5月19日に成立した。この特例法は、協定の発効と同時に施行される予定である。

2) イギリス

イギリスとの間では、1997（平成9）年12月に、日本側の交渉開始の提案により両国での二重加入の回避を目的とした年金協定について協議を開始することに合意し、1998（平成10）年2月の政府間の予備協議を経て、同年11月に協定締結交渉を開始した。現在、早期に両国間での最終的な合意ができるよう交渉を進めている。

3) アメリカ

アメリカとの間では、1996（平成8）年5月に準備会合を開催し、現在日米両国において政府間の協議開始に向けての準備を行っている。

上記3か国のほか、ベルギー、オランダ、韓国、カナダ、イタリア、フランス及びルクセンブルグから、日本と年金に関する二国間協定について協議を行いたい旨の申し入れが来ており、厚生省としては、今

後とも外務省をはじめとする関係省庁と連絡を図り、人的な交流の活発な国を中心に年金協定の締結に向けた取組みを進め、国際化時代に対応した年金制度にしていくこととしている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare